

令和2年4月7日

保護者各位

日進市教育委員会
教育長 久保田 力

新型コロナウイルスに関連した感染予防のための臨時休校等について

昨日の県の通知を受け、日進市においても新型コロナウイルス感染予防を目的として、市内小中学校の臨時休校等を下記のとおり実施することに決定しました。

なお、臨時休校期間は今後の状況により変更することがあります。

記

1 臨時休校期間

令和2年4月8日（水）から4月19日（日）まで

2 臨時休校中の過ごし方

- （1）臨時休校期間は、児童生徒の健康管理を最優先とし、自宅待機を基本とします。
- （2）不要不急の外出は避け、人込みには入らないようにし、一人一人が感染防止に努めるようにしてください。
- （3）臨時休校期間中は、部活動や補習等を行いません。

3 児童生徒の感染が判明した場合について

児童生徒の感染が判明したり、濃厚接触者にあたると特定されたりした場合は、速やかに学校にご連絡くださいますようお願いいたします。

4 教育活動を再開した際の対応について

- （1）以下の場合は、児童生徒は欠席ではなく出席停止となります。
 - ・ 感染が判明した場合
 - ・ 濃厚接触者にあたると特定された場合
 - ・ 発熱等の風邪症状がみられ、登校しない場合
 - ・ 感染の心配があるため保護者が登校すべきではないと判断した場合
 - ・ 医療的ケアが必要、または基礎疾患のため重症化のリスクが高くなる可能性がある場合
- （2）児童生徒または教職員の感染が判明した場合、県のガイドラインをもとに以下のように対応いたします。
 - ・ 学校所在地を所管する保健所（瀬戸保健所）が相談窓口となります。
 - ・ 原則として感染者が判明次第、当該校を3日間臨時休校とし、施設の消毒を行います。
 - ・ その後の休業期間は、市が保健所に相談の上、決定します。

【お問合せ】 日進市教育委員会学校教育課 電話0561-73-4145